

防衛装備庁訓令第25号

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第7条の規定に基づき、防衛装備庁における特別防衛秘密に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する 訓令

改正 平成30年 3月30日庁訓第 2号

改正 平成31年 3月28日庁訓第 3号

改正 令和 3年 3月31日庁訓第 3号

改正 令和 3年 6月30日庁訓第 8号

改正 令和 3年 8月27日庁訓第10号

改正 令和 6年 9月25日庁訓第25号

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 特別防衛秘密の保護（第7条－第14条）

第 3 章 秘密区分の指定、変更、解除、標記の表示及び通知（第 1 5 条－第 1 8 条）

第 4 章 登録等（第 1 9 条－第 2 1 条）

第 5 章 複製等（第 2 2 条－第 2 8 条）

第 6 章 伝達、送達及び合議等（第 2 9 条－第 3 5 条）

第 7 章 接受、保管及び貸出し（第 3 6 条－第 4 2 条）

第 8 章 回収及び破棄（第 4 3 条－第 4 5 条）

第 9 章 検査（第 4 6 条・第 4 7 条）

第 1 0 章 雑則（第 4 8 条－第 5 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 2 9 年法律第 1 6 6 号）に規定する特別防衛秘密であって防衛装備庁長官が取り扱うもの（以下「特別防衛秘密」という。）の保護のため必要な

措置を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において「装備政策部長等」とは、長官官房審議官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、新世代装備研究所長、防衛イノベーション科学技術研究所長、千歳試験場長、下北試験場長及び岐阜試験場長をいう。

2 この訓令において「令」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令をいう。

3 この訓令において「関係職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 特別防衛秘密に関する事務をつかさどる者で、次に掲げるもの（以下「管理者」という。）

ア 防衛装備庁の内部部局（以下単に「内部部局」という。）にあっては、課等の長及びこれに準ずる者

イ 航空装備研究所にあつては、部長（管理部長を除く。）、課長及び支所長

ウ 陸上装備研究所及び新世代装備研究所にあつては、部長、課長及び支所長

エ 艦艇装備研究所にあつては、部長、課長、支所長及びサテライト長

オ 防衛イノベーション科学技術研究所にあつては、ユニット長及びプログラム管理官

カ 千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場にあつては、副場長

(2) 管理者の職務上の上級者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、特別防衛秘密に係る起案、運用、調査研究等の事務を命ぜられたもの（以下「取扱者」という。）

(4) 特別防衛秘密に関し、当然協議又は合議を受けるべき者

(5) 第4条の保全責任者及びその職務を代行する職員

(6) 特別防衛秘密に属する文書若しくは図画（電磁的

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は物件につき装備政策部長等又はその指定した者から特にこれらの保管を命ぜられた者

（取扱者）

第3条 取扱者は、装備政策部長等が指定する者とする。

（保全責任者）

第4条 装備政策部長等又はその指定した者は、保全責任者を部下職員の中から指定するものとする。

2 保全責任者は、この訓令の定めるところによりその職務上の上級者である管理者又はその職務上の上級者の管理に係る特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の保管（第2条第3項第6号に掲げる者による保管を除く。）及びこれに伴う事務を行うほか、別に定めるところにより特別防衛秘密の保護を適切にするための措置を講ずるものとする。

3 保全責任者の職務上の上級者である管理者は、保全責任者の補助者を指定することができる。

4 保全責任者の職務上の上級者である管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員を指定することができる。

（管理者及び保全責任者の責任）

第5条 管理者及び保全責任者は、部下職員である関係職員及び保全責任者の補助者に対し、特別防衛秘密の保護に関する適切な監督及び指導を行わなければならない。

（関係職員の範囲の制限）

第6条 関係職員の指定に当たっては、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第2条第4号に規定する適格性を付与された者を充てるものとし、その範囲は、必要最小限にとどめなければならない。

第2章 特別防衛秘密の保護

(防 ち ょ う)

第 7 条 職 員 は、特 別 防 衛 秘 密 に 属 す る 事 項 又 は 文 書、
図 画 若 し く は 物 件 が 探 知、収 集 又 は 破 壊 さ れ な い よ う
に 努 め な け れ ば な ら な い。

(保 全 教 育)

第 8 条 装 備 政 策 部 長 等 (内 部 部 局 に あ っ て は、装 備 政
策 部 長) は、職 員 に 対 し、特 別 防 衛 秘 密 の 保 護 に 必 要
な 知 識 の 徹 底 及 び 意 識 の 高 揚 を 図 る た め、保 全 教 育 を
実 施 す る も の と す る。

(近 接 制 限)

第 9 条 装 備 政 策 部 長 等 又 は そ の 指 定 し た 者 は、次 の 各
号 に 掲 げ る と き は、特 別 防 衛 秘 密 へ の 近 接 を 制 限 す る
も の と す る。

(1) 令 第 5 条 に 規 定 す る 掲 示 を 行 う 必 要 が あ る と き

(2) 防 衛 装 備 庁 の 管 理 す る 施 設 内 で、特 別 防 衛 秘 密 (物 件 を 除 く。) が 取 り 扱 わ れ、又 は 設 置 さ れ て い る 場 所 に つ い て、当 該 特 別 防 衛 秘 密 の 保 護 上 必 要 が あ る と き

2 前項の規定により近接が制限された場合、管理者又は当該施設を管理する者は、その旨の掲示を行うとともに、近接の制限に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の掲示は、別記第1号様式によるものとする。

（掲示場所への立入り）

第10条 前条の掲示のある施設内には、その掲示を行った者の許可を受けた者でなければ立ち入らせてはならない。

（機器持込み制限）

第11条 管理者又は施設を管理する者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を制限するものとする。

(1) 第9条の規定により近接が制限された場所

(2) 日常的に特別防衛秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特別防衛秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）

(3) 特別防衛秘密を取り扱う会議を実施する会議室（当該会議の実施中に限る。）

(4) 特別防衛秘密物件等を保管する保管施設

2 前項の規定による管理者又は施設を管理する者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの制限に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定による掲示のある場所には、保全責任者又はその職務上の上級者の許可を受けた者でなければ、機器持込みをさせてはならない。

（特別防衛秘密電子計算機情報）

第12条 職員は、特別防衛秘密に係る電子計算機情報（以下「特別防衛秘密電子計算機情報」という。）について、これを取り扱うものとして、装備政策部長等又はその指定した者が認めた情報システム以外の情報システムで取り扱ってはならない。

2 特別防衛秘密電子計算機情報は、装備政策部長等又はその指定した者が認めた場合を除き、可搬記憶媒体

に格納しなければならない。

- 3 関係職員は、特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納するに当たり、所定の暗号による秘匿措置を講じなければならない。ただし、当該秘匿措置を講じることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、装備政策部長等がやむを得ないと認める場合に限り、当該秘匿措置を講じることなく特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納することができる。

（紛失時等の措置）

第13条 特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件が紛失し、漏えいし、若しくは破壊されたとき又はそれらの疑い若しくはおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置がとられなければならない。

- (1) 関係職員は、適切な措置を講ずるとともに、その旨を職務上の上級者に報告しなければならない。
- (2) 関係職員以外の職員は、その旨を関係職員又は職務上の上級者に知らせなければならない。

(3) 装備政策部長等は、その旨を防衛装備庁長官に報告するとともに、アメリカ合衆国政府（以下「米国」という。）へ通知しなければならない。

2 装備政策部長等は、前項の事実の調査を行い、かつ、防護上必要な措置を講じ、速やかに、その旨を防衛装備庁長官に報告するとともに、米国へ通知しなければならない。

（特定特別防衛秘密）

第14条 防衛装備庁長官は、米国との間に特別防衛秘密に係る協定又は細目取極が締結された場合において、必要があると認めるときは、これらにより供与を受けることとなる特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を特別の保護を要するものとして指定するものとする。

2 前項の規定により指定された特別防衛秘密の保護の方法については、別に定める。

第3章 秘密区分の指定、変更、解除、標記の表示及び通知

(秘密区分の指定)

第 15 条 米国から特別防衛秘密に属する事項若しくは文書、図画若しくは物件を供与されたとき、又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件が複製若しくは製作されたとき、若しくは第 22 条第 1 項の規定によりこれらの複製若しくは製作を承認するときは、装備政策部長等は、米国の秘密区分を明示した書面（電磁的記録を含む。）を添え、書面又は電磁的記録により、装備政策部長を経て、防衛装備庁長官へ進達（電磁的記録による送達その他手続は、電子情報処理組織（手続の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。以下同じ）しなければならない。

2 装備政策部長は、前項の特別防衛秘密につき、その内容を検討したうえ、秘密区分の指定に関する案を添えて防衛装備庁長官の決裁を受けなければならない。

3 秘密区分の指定は、前項に規定する防衛装備庁長官

の決裁があつた時をもつて行われたものとする。

（秘密区分の変更及び解除）

第 16 条 特別防衛秘密の秘密区分の変更又は解除は、
前条に準じて行ふものとする。

2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成
11 年法律第 42 号）に基づく開示請求により特別防
衛秘密に属する文書又は図画の全部を開示する旨決定
されたときは、当該文書又は図画の秘密区分の解除を
行ふものとする。

（標記等）

第 17 条 特別防衛秘密に属する文書又は図画について
はその右上及び左下（電磁的記録にあつては、当該電
磁的記録を表示する電子計算機の映像面上において視
覚により認識することができる画面の右上及び左下）
とし、物件についてはその適当な場所に、令第 3 条に
規定する標記を付し、これに加え、別記第 2 号様式の
表示を赤色（やむを得ない場合は、他の色）で同様に
付さなければならない。ただし、やむを得ないときは

、他の場所に付することができる。

(通知)

第 18 条 令第 2 条第 4 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する通知は、別記第 3 号様式によるものとする。

第 4 章 登録等

(登録)

第 19 条 装備政策部長等は、秘密区分の指定が行われたときは、速やかに、これを特別防衛秘密登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 装備政策部長等は、秘密区分の変更又は解除が行われたときは、速やかに、登録簿の登録を変更し、又は抹消するものとする。

3 第 1 項の登録簿は、別記第 4 号様式のとおりとする。

(登録番号の表示)

第 20 条 秘密区分の指定のある特別防衛秘密に属する文書又は図画についてはその左上（電磁的記録にあっ

ては、当該電磁的記録を表示する電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる画面の左上)に、物件についてはその適当な場所に、登録番号を表示するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の場所に表示することができる。

2 前項の表示は、別記第5号様式によるものとする。

3 第1項の表示ができないとき、又は表示をすることが適当でないときは、これを行わないことができる。

4 前項の規定により第1項の表示を行わないときは、当該登録番号その他所要の事項を関係者に対し、書面又は電磁的記録により、通知しなければならない。

(保存期間の指示)

第21条 装備政策部長等は、米国から供与された特別防衛秘密に属する文書又は図画について秘密区分の指定が行われた場合には、当該文書又は図画について保存期間を指示するものとする。

2 前項に規定するもののほか、装備政策部長等は、当該特別防衛秘密に属する文書又は図画が複製又は製作

される場合には、それに先だって、当該文書又は図画について保存期間を指示するものとする。

- 3 装備政策部長等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条に規定する開示請求があった場合その他の場合には当該保存期間の延長を指示するものとする。

第5章 複製等

（複製等の承認）

第22条 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を複製又は製作するときは、あらかじめ、防衛装備庁長官の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得ようとするときは、取扱者の職名を明らかにした上で、複製又は製作する理由、その数量、送付先、委託先等を明示しなければならない。
- 3 第1項の複製又は製作は、管理者又はその指定する者の立会いのもとに行わなければならない。ただし、真にやむを得ない場合で、管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(文書及び図画の外部への委託の禁止)

第 2 3 条 特別防衛秘密に属する文書又は図画の複製又は製作は、政府機関以外の者に委託してはならない。

(物件の外部への委託)

第 2 4 条 特別防衛秘密に属する物件の製作、修理、実験、調査研究、複製等（以下「製作等」という。）を政府機関以外の者に委託するときは、あらかじめ防衛装備庁長官の承認を得なければならない。

2 特別防衛秘密に属しない物件の製作等を政府機関以外の者に委託するとき、又は前項の規定により特別防衛秘密に属する物件の製作等を政府機関以外の者に委託するときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ防衛装備庁長官の承認を受けて、当該物件の製作等に必要な特別防衛秘密に属する文書又は図画の複製又は製作をその委託先に委託することができる。

(委託時の調査)

第 2 5 条 前条の規定により、政府機関以外の者に、特別防衛秘密に属する物件の製作等を委託するとき、又

は特別防衛秘密に属する文書若しくは図画の複製若しくは製作を委託するときは、当該政府機関以外の者について厳密な調査を行い、秘密保護上支障がないことを確認した後、委託の許可を申請しなければならない。

（秘密保護に関する契約条項）

第 2 6 条 令第 6 条に規定する秘密保持に関する規定は、特に支障のない限り、別記第 6 号様式の基準によるものとする。

2 前項の秘密保持に関する規定を設けるに当たっては、委託先が定める秘密保持に関する規則において、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第 1 6 条に規定する事項が確保されていることを確認するものとする。

（下請負）

第 2 7 条 第 2 4 条の規定による委託の委託先から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負

者が当該委託先との契約に係る特別防衛秘密に属する物件の製作等又は文書若しくは図画の複製若しくは製作を行うことについては、第24条に規定する許可を受け、かつ、当該下請負者が、令第6条及び前条に規定する秘密保持に関する規定を含む契約を防衛装備庁の契約担当官等において行った場合に限り、許可することができる。

（複製等の登録等）

第28条 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を複製又は製作したときは、第17条、第19条、第20条及び第41条の規定に準じて、標記等の表示、登録又は登載をしなければならない。

第6章 伝達、送達及び合議等

（外部への伝達及び送達）

第29条 防衛装備庁の職員以外の者に特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を伝達又は送達するときは、防衛装備庁長官の許可を受けなければならない。ただし、第24条の規定による委託並びに

第 3 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による貸出しに係る
伝達又は送達については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、政府機関に文書若しくは図画の複製若しくは製作を委託する場合又は防衛装備庁の職員以外の者に物件の製作等を委託する場合において、当該文書若しくは図画の製作又は物件の製作等に必要な特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件をその委託先に伝達又は送達するときは、装備政策部長等の許可を受けてこれらを行うことができる。

3 第 2 5 条及び令第 6 条の規定は、第 1 項本文の規定により許可を受けて特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を伝達又は送達する場合で、その相手方が政府機関以外の者であるときについて準用する。

（文書、図画及び物件以外の方法による伝達）

第 3 0 条 特別防衛秘密に属する事項を文書、図画及び物件以外の方法により伝達するときは、その秘密区分

を明示するほか、その秘密の保護につき注意を促す等必要な措置を講じなければならない。

2 特別防衛秘密に属する事項を電気通信（電話を除く。第4項において同じ。）の方法により伝達するときは、所定の暗号によらなければならない。

3 いかなる場合においても、特別防衛秘密に属する事項を電話により伝達してはならない。

4 特別防衛秘密に属する事項を文書、図画及び物件並びに電気通信、電話及び口頭以外の方法より伝達するときは、装備政策部長の定めるところによる。

（送達の方法）

第31条 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を送達するときは、関係職員が携行するものとする。ただし、極秘又は秘の指定のあるものについては、管理者又はその職務上の上級者の指定する職員が携行することができる。

2 前項の規定による送達は、第13条第1項に規定する情報システムを用いた特別防衛秘密電子計算機情報

の電磁的記録を電子情報処理組織を使用する方法で行うことができる。ただし、当該方法で行う場合には、所定の暗号を用いるなど必要な保護措置を講じなければならない。

3 管理者又はその職務上の上級者の指示があるときは、第1項の規定にかかわらず、当分の間、極秘又は秘の指定のある特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を次の各号に掲げる方法により、送達することができる。

(1) 極秘の指定のあるものについては、書留（郵便法（昭和22年法律第165号）第45条第1項に規定する書留をいう。次号において同じ。）とした第1種郵便物（同法第20条第1項に規定する第1種郵便物をいう。次号において同じ。）

(2) 秘の指定のあるものについては、書留とした第1種郵便物又は日本郵便株式会社が書留と同様に取り扱う荷物

4 第1項及び前項の方法により送達することができな

いとき又は送達することが不適當であるときは、装備政策部長の定めるところによる。

（文書及び図画の封筒等）

第 3 2 条 特別防衛秘密に属する文書又は図画を送達するときは、封筒又は包装を二重にして封かんしなければならない。ただし、関係職員が携行する場合で、管理者又はその職務上の上級者が秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の封筒又は包装には、不透明質のものをを用い、秘密区分をその内側のもののみに表示するものとする。

（物件の包装）

第 3 3 条 特別防衛秘密に属する物件を送達するときは、前項の規定を準用するほか、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、包装を厳重にする等の措置を講じなければならない。

（受領証等）

第 3 4 条 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を

送達するときは、これらの接受を明確にするため、受領証又は装備政策部長の定める簿冊に、あて名人又は関係職員の氏名等の記載又は記録を受けるなど受領が確認できるものを残すものとする。

（合議等）

第 3 5 条 機密又は極秘の指定のある特別防衛秘密に属する文書又は図画についての合議等（決裁を受け、又は合議をし、若しくは供覧することをいう。次項において同じ。）は、関係職員が当該文書又は図画を携行して直接行わなければならない。

2 特別防衛秘密に属する文書又は図画についての合議等は、当該文書又は図画を赤色調の容器又は封筒に入れて行わなければならない。ただし、関係職員が携行して直接行う場合で、管理者又はその職務上の上級者が秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

第 7 章 接受、保管及び貸出し

（文書及び図画の接受）

第 3 6 条 封かんされている特別防衛秘密に属する文書

又は図画は、名あて人又はその指定した関係職員でなければ開封してはならない。

- 2 特別防衛秘密に属する文書又は図画を接受したときは、異状の有無を確かめた後、装備政策部長の定める簿冊に登載のため、保全責任者に交付しなければならない。

（文書及び図画の保管）

第 3 7 条 特別防衛秘密に属する文書又は図画は、保全責任者が保管するものとする。

- 2 装備政策部長等は、特別防衛秘密に属する文書及び図画の保管が集中して行われるよう努めなければならない。

- 3 第 1 項の規定による保管については、装備政策部長の定めるところにより、特別防衛秘密に属する文書又は図画の保管状況を明確にしなければならない。

（文書及び図画の貸出し）

第 3 8 条 特別防衛秘密に属する文書又は図画は、関係

職員で管理者の承認したもの以外の者に貸し出してはならない。ただし、防衛装備庁長官の許可を受けたときは、これらを防衛装備庁の職員以外の者に貸し出すことができる。

2 前項の規定にかかわらず、政府機関に文書若しくは図画の複製若しくは製作を委託する場合又は防衛装備庁の職員以外の者に物件の製作等を委託する場合において、当該文書若しくは図画の製作又は物件の製作等に必要の特別防衛秘密の属する文書又は図画をその委託先に貸し出すときは、装備政策部長等の許可を受けてこれを行うことができる。

3 第25条及び令第6条の規定は、第1項ただし書の規定により特別防衛秘密の属する文書又は図画を貸し出す場合で、その相手方が政府機関以外の者であるときについて準用する。

4 前条第3項の規定は、特別防衛秘密の文書又は図画の貸出しについて準用する。

(文書及び図画の保管容器)

第 3 9 条 特別防衛秘密に属する文書又は図画は、その秘密区分に従い、少なくとも、次に掲げる容器に保管しなければならない。

(1) 機密は、三段式文字盤かぎのかかる金庫

(2) 極秘は、三段式文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱

(3) 秘は、かぎのかかる鋼鉄製の箱

2 前項の規定によることができないときは、装備政策部長の定めるところによる。

(物件の接受、保管及び貸出し)

第 4 0 条 特別防衛秘密に属する物件の接受、保管及び貸出しについては、前 4 条の規定を準用するほか、必要な事項は、装備政策部長が定める。

(登載)

第 4 1 条 保全責任者は、その保管に係る特別防衛秘密に属する文書、図画、又は物件について、通知、送達、回収又は破棄が行われたときは、その旨を第 3 6 条第 2 項に規定する簿冊に登載するものとする。

(閲覧記録)

第 4 2 条 管理者は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の取扱いの経過を明確にするため、個別の文書、図画又は物件ごとに装備政策部長の定める閲覧簿を備え、これに取り扱った職員の氏名、日時、場所等を記載させるものとする。

2 前項の場合において、管理者は、職務の性質上当該特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を取り扱うべき者であることが自明であるとして装備政策部長等が認める者については、当該閲覧簿への記録を省略させることができる。

第 8 章 回収及び破棄

(回収)

第 4 3 条 装備政策部長等は、必要があると認めるときは、その所掌に係る特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を回収することができる。

2 装備政策部長等は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を送達するときは、これらの回収の時期について条件を付けることができる。

3 装備政策部長等は、前項の規定により付けた条件を変更し、又は解除することができる。

4 装備政策部長等は、前項の規定により条件を変更し、又は解除したときは、その旨を関係者に対し、書面又は電磁的記録により、通知しなければならない。

(破棄)

第44条 装備政策部長等は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の破棄について、指示を行うものとする。ただし、文書又は図画に係る破棄の指示については、次に掲げる場合に限る。

(1) 第21条の規定により指示された保存期間（延長された場合にあっては延長後の保存期間。以下同じ。）が満了した場合

(2) 前条又は次条の規定により回収した場合（保存期間が満了する前の文書又は図画については、それと同一のものを保存しているときに限る。）

(3) 保存期間が満了する前に特別な理由が生じた際に防衛装備庁長官の承認を得た場合

- 2 保全責任者は、その保管に係る特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件について、装備政策部長等から前項の指示があったときは、管理者の指定する関係職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により確実に破棄しなければならない。
- 3 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を保管し、又は所持する職員は、秘密の保護上真にやむを得ないと認める相当の理由があり、かつ、他に秘密を保護する手段がないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、これらを破棄することができる。
- 4 前項の規定に基づき、保存期間の満了する前の文書又は図画を破棄する場合は、防衛装備庁長官の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、破棄後速やかにその旨を防衛装備庁長官に報告することで足りる。
- 5 前2項の規定により特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件が破棄されたときは、その旨を装備政策部長等に報告しなければならない。

(不 用 文 書 等 の 措 置)

第 4 5 条 管 理 者 又 は そ の 職 務 上 の 上 級 者 は 、 そ の 管 理
す る 特 別 防 衛 秘 密 に 属 す る 文 書 、 図 画 又 は 物 件 が 不 用
と な っ た と き は 、 装 備 政 策 部 長 等 に 対 し 、 文 書 又 は 図
画 に つ い て は 回 収 の 指 示 を 、 物 件 に つ い て は 破 棄 又 は
回 収 の 指 示 を 求 め る も の と す る 。

第 9 章 検 査

(定 期 検 査 及 び 臨 時 検 査)

第 4 6 条 装 備 政 策 部 長 等 は 、 特 別 防 衛 秘 密 に 属 す る 文
書 、 図 画 又 は 物 件 の 秘 密 の 保 護 の 状 況 に つ い て 、 定 期
検 査 を 年 2 回 以 上 実 施 し な け れ ば な ら な い 。

2 装 備 政 策 部 長 等 は 、 前 項 の 定 期 検 査 の ほ か 、 必 要 が
あ る と き は 、 特 別 防 衛 秘 密 に 属 す る 文 書 、 図 画 又 は 物
件 の 特 定 の も の に つ い て 、 そ の 秘 密 の 保 護 の 状 況 を 臨
時 に 検 査 す る も の と す る 。

3 前 2 項 の 検 査 は 、 装 備 政 策 部 長 等 が 指 定 す る 関 係 職
員 に 行 わ せ る こ と が で き る 。

(引 継 時 の 検 査)

第 4 7 条 管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、確実に事務の引継ぎを行わせ、その状況を検査しなければならない。

第 1 0 章 雑則

(指定前の特別防衛秘密についての特例)

第 4 8 条 特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件で、まだ秘密区分の指定をされていないものに対するこの訓令の適用については、米国の秘密区分に相当する秘密区分の指定がされているものとして取り扱うものとする。

(複製又は製作中の取扱い)

第 4 9 条 複製又は製作中の文書、図画又は物件で、その複製又は製作の完了後特別防衛秘密に属することとなるものについては、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件に準じて保護しなければならない。

(法令に基づく立入り等についての特例)

第 5 0 条 第 1 0 条及び第 2 9 条の規定にかかわらず、防衛装備庁の職員以外の政府機関の職員が法令に基づ

き職務のため令第5条に規定する掲示のある施設内に立入りを求め、又は特別防衛秘密に属する事項若しくは文書、図画若しくは物件の伝達若しくは送達を求めた場合における当該立入り又は伝達若しくは送達については、別に定めるところによる。

（協議及び協力）

第51条 装備政策部長等は、特別防衛秘密の保護につき、常に協議し、及び調整するほか、相互に協力するものとする。

（特別防衛秘密の目的外利用の禁止）

第52条 特別防衛秘密は、米国の事前の書面又は電磁的記録による承認を得ることなく、当該特別防衛秘密が提供された目的以外の目的のために利用してはならない。

（委任規定）

第53条 この訓令の実施に関し必要な事項は、装備政策部長が定める。

2 この訓令により難いときは、装備政策部長は、防衛

装備庁長官の承認を得て、特別の定めをすることができる。

附 則

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年防衛装備庁訓令第 2 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年防衛装備庁訓令第 3 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年防衛装備庁訓令第 3 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年防衛装備庁訓令第 8 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 4 年 3 月 31 日までは、この訓令による改正前の防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令第 9 条第 1 項により実施した掲示は、この訓令による改正後の防衛装備庁における特別防衛秘密

の保護に関する訓令第9条第2項による近接制限の
揭示とみなす。

附 則（令和3年防衛装備庁訓令第10号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年防衛装備庁訓令第25号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 9 条関係）

注		意	
許可を受けないで	$\left\{ \begin{array}{l} \text{この内に立ち入ること} \\ \text{この附近をうろつくこと} \\ \text{〇〇に近づくこと} \end{array} \right\}$		を
禁止する。			
年	月	日	
防 衛 装 備 庁			

- 備 考： 1 大きさは、適宜とする。
- 2 見やすい適宜の箇所に示すものとする。

別記第2号様式（第17条関係）



備 考

やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第3号様式（第18条関係）その1（指定通知書）

年 月 日

殿

防衛装備庁長官名

特別防衛秘密について（通知）

標記について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和

29年政令第149号） $\left\{ \begin{array}{l} \text{第2条第4項} \\ \text{第4条第1項} \end{array} \right\}$ の規定に基づき、下記のとおり

り $\left\{ \begin{array}{l} \text{秘密区分の指定を行った} \\ \text{秘密区分がされている} \end{array} \right\}$ ので通知する。

記

- 1 登録番号及び特別防衛秘密の名称
- 2 秘密区分
- 3 指定年月日

別記第3号様式（第18条関係）その2（変更通知書）

年 月 日

殿

防衛装備庁長官名

特別防衛秘密について（通知）

標記について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和

29年政令第149号） $\left\{ \begin{array}{l} \text{第2条第4項} \\ \text{第4条第1項} \\ \text{第4条第2項} \end{array} \right\}$ の規定に基づき、下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{秘密区分の変更を行った} \\ \text{秘密区分が変更された} \end{array} \right\}$ ので通知する。

記

- 1 登録番号及び特別防衛秘密の名称
- 2 従前の秘密区分
- 3 変更された秘密区分
- 4 変更年月日

別記第3号様式（第18条関係）その3（解除通知書）

年 月 日

殿

防衛装備庁長官名

特別防衛秘密について（通知）

標記について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和

29年政令第149号） $\left\{ \begin{array}{l} \text{第2条第4項} \\ \text{第4条第1項} \\ \text{第4条第2項} \end{array} \right\}$ の規定に基づき、下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{秘密区分の解除を行った} \\ \text{秘密区分が解除された} \end{array} \right\}$ ので通知する。

記

- 1 登録番号及び特別防衛秘密の名称
- 2 従前の秘密区分
- 3 解除年月日

別記第 4 号様式（第 1 9 条関係）

				種 類
秘密区分	名 称			登録番号
回収の条件				米国の秘密区分
変更秘密区分	指定年月日	変更年月日	解除年月日	
	根拠文書	根拠文書	根拠文書	
登録年月日	数 量	一連番号	接受者、接受部隊等	備 考

別記第 5 号様式（第 2 0 条関係）

← 6 センチメートル →

〇〇特別防秘第 号	
枚つづり	

↑

3 センチメートル

↓

備 考

- 1 上欄の右側には、一連番号を記入する。
- 2 中欄には、文書又は図画の枚数（表紙及び裏表紙を含む。）を記入する。
- 3 下欄には、条件を記入する。
- 4 やむを得ないとき、又は不適當なときは、大きさは適宜とすることができる。

別記第6号様式（第26条関係）

特別防衛秘密の保護に関する特約条項

（乙の一般義務）

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保護の万全を期さなければならない。

- 2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」というその他甲により特別防衛秘密の表示。）のある特別防衛秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。
（送達）

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面又は電磁的記録をもって送達するものとする。

（特定資料の保護措置）

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

- 2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

（特定物件の保護措置）

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

- 2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

（特定資料及び特定物件の複製等）

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

- 2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若し

くは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

- 3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

(特別防衛秘密の表示等)

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。
- 4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則)

第9条 乙は、社（工場）内における特別防衛秘密の保護を確実に行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは着工の日まで）に特別防衛秘密の保全に関する規則を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた特別防衛秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。
- 3 第1項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

- (1) 保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲
- (2) 秘密区分の標記の表示方法
- (3) 特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備
- (4) 社（工場）内における立入禁止に関する措置
- (5) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法
- (6) 特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び取扱方法
- (7) 特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項
- (8) 非常の場合の措置
- (9) 特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置
- (10) その他必要な事項
（特定資料等の返却等）

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

（検査）

第11条 乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

（保管状況報告）

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

（特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等）

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

（事故発生時の措置）

第14条 乙は、特別防衛秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

（保全教育）

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

- 2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。
- 4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

（下請負）

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添えて甲の許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛装備庁の契約担当官等と秘密保持に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。
- 3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛装備庁の契約担当官等との契約を要しない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。
- 5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

（契約の解除）

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

- 2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。
- 3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、

甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

（特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置）

第 18 条 事故の発生その他の事由（第 10 条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。